

第45号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和6年5月13日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

府中市長 高野律雄

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険税条例（昭和35年4月府中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考

府中市国民健康保険税条例新旧対照（抜粋）

(_____は、改正部分)

新	旧
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第11条 省略	第11条 省略
(1) 省略	(1) 省略
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>295,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～ウ 省略	ア～ウ 省略
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>545,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>535,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る

新	旧
<p>納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ 省 略 2～3 省 略</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(適用区分)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ 省 略 2～3 省 略</p>